

1. 件名：新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談
（柏崎刈羽6、7号炉）

2. 日時：令和2年9月28日 18時00分～18時05分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

担当者2名

東京電力ホールディングス株式会社：

担当者1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に係る説明資料について提出があった。

6. その他

提出資料：

資料1・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉発電用原子炉の設置変更（6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

資料2・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉特定重大事故等対処施設の設置について <添付書類三>

資料3・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉特定重大事故等対処施設の設置について <添付書類四>

資料4・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）本文
<火災による損傷の防止>

資料5・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料
<火災による損傷の防止>

資料6・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉特定重大事故等対処施設の設置について<火災による損傷の防止>

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上